

北播磨総合医療センター企業団職員の分限の手續及び効果に関する条例

〔平成25年2月18日〕  
条例第3号

改正 平成25年9月26日 条例第14号  
令和元年9月3日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項の規定に基づく職員の意に反する休職及び降給の事由並びに法第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第2条 職員が法第28条第2項に規定する場合のいずれかに該当するほか、事務の都合により特に必要がある場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

(降給の事由)

第3条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、降任、免職又は休職するに至らない場合においては、その意に反してこれを降給することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第4条 企業長は、法第28条第1項第2号又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員の降任、免職又は休職を行おうとする場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせ、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと診断された場合でなければならない。

2 前条第2号の規定に該当するものとして職員の降給を行おうとする場合においては、医師にあらかじめ診断を行わせ、職務の遂行に支障があると診断された場合でなければならない。

3 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第5条 法第28条第2項第1号及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において企業長が定める。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合において、企業長が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

2 企業長は、前項の規定による休職の期間中であってもその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。

（休職者の身分、給与）

第6条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、条例に特別の定めのあるものを除くほか、休職の期間中いかなる給与も支給されない。

（降給の効果）

第7条 第3条に規定する降給の範囲は、当該職員の属する職務の級の範囲内において、企業長が定めるものとする。

（失職の例外）

第8条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、企業長が情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとすることができる。

2 職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

（委任）

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

## 附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年9月30日において三木市民病院又は小野市民病院に勤務し

ていた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもののうち、職員の分限に関する条例（昭和29年三木市条例第21号）又は小野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年小野市条例第3号）の規定により処分を受けた職員については、この条例の規定により処分を受けたものとみなす。

附 則（平成25年9月26日条例第14号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月3日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、令和元年12月14日から施行する。